

平成 23 年 月 日

大田原市長 津久井富雄様

大田原市庁舎整備等検討委員会  
委員長 三橋伸夫

大田原市庁舎の整備等に関する基本的な構想の策定について（答申案）

平成 23 年 5 月 31 日付け大政第 22 号をもって諮問のあった大田原市庁舎の整備等に関する基本的な構想の策定について、下記のとおり答申します。

## 記

大田原市庁舎整備等検討委員会は、平成 23 年 5 月 31 日の第 1 回委員会の開催以降、今日に至るまで 6 回にわたる審議を行ってきました。

市庁舎の整備方法については、大きく三通りの選択肢があります。一つは、本庁舎を修繕して復旧し、同時に耐震補強を行うという整備の方法。二つ目が庁舎を適正な規模で建替えるという整備の方法。そしてもう一つが、損傷した本庁舎機能を既存の公共施設の利活用によって補うという整備の方法であります。また、それぞれの方法において、更に、規模の観点、場所の観点及び施設の要求性能の観点で選択肢が分かります。このような複数の選択肢の中から、どの整備方法が最も適しているかが大きな論点となりました。

これらの論点については、現地視察などで市庁舎の被災状況を確認し、また選択肢を評価する評価軸についても丹念に審議し、一つの整備手法への絞り込みを行いました。この結果、現在の市庁舎敷地において、適正な規模で建替えることが望ましく、また公共施設として環境に配慮し、防災拠点となる機能を装備した施設整備としていくことについてもひとつの方針として組み入れるなどを結論に含む「大田原市庁舎整備等に関する基本的な構想」をとりまとめたものであります。

社会環境が大きく変動していく中、地方自治のよりどころであります市庁舎の建設は、今後の大田原市のまちづくりにとって最も重要な事業のひとつであると認識されるため、その実現に向けて最大限の努力がなされることを切に望むものであります。

## 大田原市庁舎の整備等に関する基本的な構想について(大要)

### 1 求められる庁舎像（庁舎整備のあり方）

- ・市民が利用しやすい、交通の利便性の良い場所にある庁舎
- ・全ての課が庁舎内にあり、国県の行政機関にも近接している庁舎
- ・誰もが使いやすい配置や平面で、ワンストップ機能を備えた庁舎
- ・災害に強く、また災害対策本部として機能できる庁舎
- ・太陽光パネルや雨水を再利用するなど、エコロジーに対応した庁舎

### 2 必要と考えられる庁舎規模

- ・湯津上庁舎や水道庁舎に分散している機能を集約したうえで、将来の職員数から検討した結果、庁舎の延床面積は 10,000 m<sup>2</sup>を必要面積の目安とします。
- ・敷地面積は、建築面積に職員及び来客用駐車場を備えることとし、国土交通省の基準を参考に、延床面積の 2.5 倍の 25,000 m<sup>2</sup>を必要敷地面積の目安とします。

### 3 庁舎の整備手法

- ・庁舎の整備手法として、1)本庁舎を修繕して復旧する、2)本庁舎を適正な規模 10,000 m<sup>2</sup>で建替える、3)既存の施設の利活用によって補うについて、「求められる庁舎像に対する評価」及び「建設コスト・財源等の経済的条件による評価」により検討した結果、2)本庁舎を適正な規模 10,000 m<sup>2</sup>で建替えることとします。

### 4 庁舎の位置

- ・本庁舎の位置は、現在の大田原市役所敷地での建替えが最善であります。

### 5 庁舎が備える機能

- ・庁舎は、維持管理経費の抑制にも繋がる「省エネルギー・省資源」などを目的とした環境配慮機能や、防災拠点として必要な耐震や免震の機能などを備えた建物とします。
- ・導入する機能については、今後基本計画を策定するなかで費用対効果も踏まえさらなる検討を求めます。

### 6 財源の確保と整備時期

- ・財源については、できる限り効果的な方法を選び最適な事業計画とすることが望まれます。また、整備時期については将来像を見据えた中でできるだけ早期に充実した市民サービスの実現を求めます。